

滋賀県環境影響評価審査会小委員会 議事概要

- 1 日 時 令和6年(2024年)9月9日(月)14:00~16:00
- 2 場 所 県庁東館7階大会議室
- 3 議 題 (1)小委員会委員長の選出について
(2)近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る
計画段階環境配慮書について
- 4 出席委員 東野委員、奥村委員、和田委員、金委員、野呂委員、畠委員、林委員、
平山委員(Web出席)、市川委員、藤本委員、皆川委員

5 内容

(1)小委員会委員長の選出について

- ・委員の互選により、東野委員を委員長とすることに決定した。

(2)近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書について

- ・資料1~2、参考資料1を説明した後の質疑応答は以下のとおり。

(委員)

事業予定地の近くに集落があり、その住民の方への事業の周知は、この9月が最初なのではないでしょうか。それとも、もう少し前からここで事業をされる周知をされていたのでしょうか。また、その際、反対意見が出るようなことは無かったですでしょうか。【1】

(事業者)

昨年の最初の段階、年の初め頃から、埋立処分場にふさわしい場所があるか、この場所がふさわしいのではないかと調査を少しずつ始めてきました。

その後、土地の取得を進めていこうとしましたが、もちろん地元の方の理解がないと事業が進められないので、まずは周辺の区長さんに「こういう事業を考えている」というお話しさせていただき、区長さんの会議でお話をして、その区長さんから住民のこの方に説明した方がいいというような話を少しずつお聞きしています。反対することはないというようなところまで会話をした上で、用地の取得を進め、昨年末頃に用地の取得ができたところになります。

ただ、区長さんにお話しても全住民が知っているわけではないというご意見もあり、また区長さんからも説明して欲しい、どうなっているのかという声が出てきたこともあり、今年の8月に区長さんから皆さんに声をかけていただき一度説明会を開催いたしました。旧土山町役場(コミュニティセンター)で説明会を開催し、60~70人来ていただきました。その時も「いろいろ心配だった」とか、「そういうことが気になります」というような意見をいただきました。これから生活環境影響調査、もちろん配慮書もそうですけれども、こういう手続きを進めていきますし、その中で影響がないことを確認して進めていきます、ということをご説明しています。

現段階では、ここまでしか説明できません、というようなやり取りをして、順番に説明をしながら進めている状況です。

(委員)

資料2に事業実施想定区域が約37haとありますが、今回埋め立ての面積としては約12haということで、それ以外のエリアはどうなりますか。

(事業者)

基本的には約37ha全部を使うわけではなく、付帯施設や進入路等を含め絶対にはみ出さないエリアとしてかなり広い目にデフォルメした形が事業実施想定区域の楕円約37haになります。この中で、実質谷地形にしか、廃棄物の埋め立てはしませんので、それを踏まえて、どれぐらいになるか計算したのが埋立地面積約12haになります。

(委員)

配慮書P.3-25では事業予定地に「地すべり地形」が存在しています。谷のところ为中心に指定されており、一部は尾根にも存在しています。これについては、この辺を埋めてしまうということで、あまり気にされていない感じでしょうか。

(事業者)

そうですね、まだ、具体的な設計は出来ていませんが、基本的には押え盛土になるような形や、上の方を除去して滑りを防ぐような地すべりが生じない設計を進めていこうと考えています。

(委員)

そういった設計をした上で、先ほど説明いただいた埋立量が確保できるという理解で良いでしょうか。【2】

(事業者)

まだ設計が固まっていないので、若干の変動の可能性はありますが、それぐらいになるだろうと想定しています。

(委員)

資料2、P.6のイメージ図について、廃棄物を埋め立てる所は樹木を伐採するだけで、特に斜面の切土や掘削をすることはなく地形の上に埋めていく行為だけをされるようなイメージですか。【3】

(事業者)

実際にはある程度ならず作業が必要になってくると思います。特に抜根したりすると土が緩みますので、そのままの傾斜が保てない場合にはなだらかに傾斜を整えたり、実際に今もオーバーハングしているようなところを先に削り落として、安全な作業ができるような形にしようかと考えています。

(委員)

ということは、後で覆土されるのは事業予定地内で発生した土砂で埋め戻すのではなく別のところから持ってくるイメージですか。

(事業者)

そうですね。整地したところに廃棄物を持ってきて締め固めながら埋め立てをしていきます。最後に土をかけ50cm以上抑えて廃棄物が露出しないような形で形状を仕上げます。

(委員)

A案とB案の違いですが、ご説明いただいた資料2、P.26に造成計画と植生図が重ね合わされた図があります。A案の1と2、B案も搬入路の内側に事業区画の赤線を引かれています。よく見ると中の構造が変わっています。進入路で道路が入るため、ちょっと膨らんで形が変わるのは分かりますが、埋め立ての形も変わる理由を教えてください。というのは、コナラ-アベマキ群集の改変区画がA案の方が大きくB案の方が小さい。その理由がB案のくびれ部分の面積が少なくなっているためです。その形状の違いが、進入路とどう関係しているのか教えてください。

(事業者)

基本的には、お見込みの通り、A案とB案の違いは進入道路の入口がどこになるかという違いと、それに関連して、特にB案の方はこの図面で言うと下側から車両が進入するための道路を設けることとなります。A案の方は、この図面の下側には進入路を設けないので、調整池だけ設ければいいこととなります。ただ、B案の方は調整池の脇に道路を造らないといけなくて、その部分が広がります。それと道路を造りながら、一番下の法面のところにちょっと薄い線ですけども、道路がジグザグに走っているのが見えると思います。その関係で盛土の法面の位置をA案と変えています。その位置が若干変わること、その高さ関係の違いで、若干図面の左右の広がり方というのが違っているところがあります。ただ、それ以外、この図面の上側の埋立エリアの線については、基本的に違いは出ていないところです。

(委員)

最終的にA案とB案で埋立容量が約10万m³違うことで、B案の方は の評価がされてきたので、法面の高さに起因するものなのか。もしそれであれば、同じ埋立容積にして機能面の評価はどちらも一緒とならなかったのかと申しましたので、質問しました。【15】

(事業者)

B案は調整池の上に道路を造る関係で、法面の幅がA案に比べて高いところまで位置が上がる箇所があります。最終処分場ですので、この尾根の谷部分に廃棄物を埋める必要があります。埋立エリアはほぼ周辺の尾根に挟まれたエリアになり、埋め立て面積を広げようとすると、その尾根を切っていくといけなくなります。ただ、切土をしても、容量を増やすことはできず、現実的にはこの谷の中で事業を行うしかないというような区域の範囲になっています。

従って、法面の傾斜や幅が変わること、1段目の平場の面積がB案はA案に比べて狭くなっているのが分かるかと思いますが、この関係で、埋立容量がトータルとしては減ってしまいます。事業者としては、取得した用地の中で出来るだけ埋立容量を確保したいと考えますので、A案が事業採算性という観点だけで考えると有利になります。

ただ、今日も視察いただいたように、進入路が勾配のある道路に付くこと、特にA-1案はカーブの途中に進入路があり危険を伴い、もし事故が起これば社会的な責任もありますので、多少の事業採算性を我慢して考えるべきではないかということで、安全性に着目し、多少埋め立て容量が減るB案についても検討をしたところです。

ただ、検討した結果、植生の改変面積を見比べても多少違いがありますが、大きな違いはありません。また景観面への影響も大きな違いはありません。A-1案のカー

ブに進入口があることは交通安全のリスクが心配されますが、そこを一部改良したA-2案であれば交通安全面もある程度カバーできて、事業上也望ましいと考えており、環境面、安全面、トータルで見ると、現時点ではA-2案が理想的な案と評価しています。

(委員)

私も構造の基本的なところについてお聞きしたいことがあります。資料2、P.7 埋め立て計画・雨水排水計画のところ「事業実施想定区域に降った雨は埋立地への侵入を防ぐ」と書いてありますが、これは埋め立てた所に降った雨も埋め立てられたものの中は通らないという意味でしょうか。

(事業者)

埋立地に直接降る雨は防ぎようがないと考えております。ただ、外周から埋立地の中に入り込む雨水を防ぐために外周に雨水排水路を設置して、それを防災調整池に排水する計画です。

(委員)

埋め立てた所に降った雨は、その中を流れて出て来るという意味ですね。そうすると、埋め立て前の下の地面は土砂のままなので埋め立てられたものの中を流れて、場合によっては、さらにその下のほうに入っていく水もあるという理解でよろしいですね。

(事業者)

はい、そうなります。

(委員)

分かりました。あともう1点は搬入経路についてです。今は搬入車両が大澤集落を通過して処分場に来ることになっていますが、ここしかアプローチする所はないということになりますか。北の方から入って来るルートもあると思いますが、それだと少し遠回りになるため、基本的に新名神高速道路を通過して運ばれてくることを想定されていると思います。それ以外のルートは考えられないのでしょうか。【11】

(事業者)

当社のグループ会社は京都で廃棄物の中間処理を行っており、その中間処理後の廃棄物が搬入されます。事前に選別等の処理がされた安定型の廃棄物だけの搬入ですので、搬入が想定される20台/日ぐらいの車両は大型の車両が多い予定です。大型の車両は、当然遠方から来る場合が多いので、高速道路経由での搬入になります。

地元区長等と話をして、本日、景観の眺望点として見ていただいたような場所は、通勤・通学で使っていたり、子どもたちが通学路にしていたりということで、通行は望ましくないという意見をいただいています。事業予定地から一番近い大澤集落の区長には、大型車両アクセスについては「ここを通らせてください」という話をさせていただいています。もちろん、車両は例えば2t車、4t車のほか、地元から排出される小規模なものもあるとは思いますが、それほど多くはないというのが実績です。そういった小型車両は国道1号線からのアクセスもあり得ますが、安全を考えれば、大型車両はインターを降りて大澤集落を通過して搬入いただくのが中心と考えています。

(委員)

本日、現地を見せていただきました。計画段階環境配慮書の段階で予測評価の対象にするのは植物と景観となっていますが、今回の事業自体が谷を丸々埋めてしまうものなので植物への影響はもちろん、動物への影響も少なくないのではないかという懸念を持っております。

谷の状況を見せてもらいましたが、その時に「湿地はない」という返事をいただきましたが「1か所溜め池が残っている」ということもお聞きしました。資料2、P.25には確かに開放水面が1か所ありますが、ここは工事の影響はあるのでしょうか。埋立工事は、この溜め池の部分には影響しますか。現地を見ていないので定かではありませんが、写真の印象では、もしかすると希少な両生類等が残っている可能性があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。【18】

(事業者)

資料2、P.25で開放水面としているところは、埋め立てエリア内となる予定です。実際、我々も植生調査を1回やっただけなので、どういう動植物がいるか、まだちゃんと見られていないですが、まずは調査をして、希少な生き物がいるようなところであれば、保全措置を考える必要があると思っています。

(委員)

配慮書の書きぶりの話ですが、植生が把握できれば動物相はだいたい把握できるという印象を受けました。計画段階において現地で見つかって、そこから保全策を考えないと手後れになる例が非常に多いので、何らかの文言を付け加えていただけないかと思ったのですが、そういうのは可能でしょうか。【19】

(事業者)

現在、配慮書段階の手続きのやり直しというのは無いのですが、今後、方法書等の手続きが続きますので、方法書時点で記載を改めていきたいと思っています。

(委員長)

総合評価の所で、結局2つの環境要素でしか評価されていません。環境要素はもっといっぱいあって、各環境要素に影響あるのか、例えば二重丸とか、丸とか、三角とかの表記を活用してちゃんと評価いただきたいです。今回はそのうち植物と景観の2つを選んだということがはっきり分かるように、現在の記載を充実させてください。現在の書き方では不足しています。ですから、その点を含めて方法書では、今回評価がないものも含めて、きっちり修正いただく必要があると思います。【25】

それから、事業計画に関係することかもしれませんが、廃棄物は滋賀県内だけで発生したものを受け入れる予定ですか、他府県のものも入ってきますか。【4】

(事業者)

大もとをたどれば他府県から排出されるものも搬入されます。

(委員長)

県内と県外の比率はわかりますか。

(事業者)

完全には分かりませんが、基本的には建設工事から出てきた廃棄物を扱いますので、工事現場の場所を考えると、我々のグループ会社は京都に中間処理の工場を持っておりますので、そこには滋賀県内から出たもの、あるいは大阪、京都から出たもの受け

入れ中間処理施設で選別なりして、埋立処分場に入って来ますということが考えられます。

加えて、東海圏内、愛知、岐阜、三重辺りの中間処理をやられている業者からも入って来ます。一部関東からの搬入もあります。正確な排出元のパーセンテージは分かりませんが、感覚的には半分以上は滋賀県外からの搬入です。

(委員長)

滋賀県の建築廃棄物に関する再利用率、いわゆるリサイクル率には決まった目標があります。それと関係してくるので、それはいったいどの程度なのか、県の目標とどう関係しているのか、それは県と事業者の両方に関係する話なのですが、きっちりしておかないといけないという印象です。

加えて、廃プラが入って来ますが、これはきちんと15cm以下に切って、溶融等の処理をして入って来るのですか。【5】

(事業者)

溶かし固めるような溶融をするという前処理は基本的にはされてなく、破碎等をされてサイズがカットされた状態で搬入されることになります。

(委員長)

廃プラの混入率はだいたいどれくらいですか。【5】

(事業者)

がれき類、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類という3種類許可を受けていますが、確か前にとりまとめた時は、それぞれそんなに量は変わらなかったような気がします。廃プラだけということだと概ね3分の1程度ではないかと思います。

データを取ればすぐ分かりますが、今はイメージだけでお答えしているので正確な数値ではないです。

(委員長)

それと中間処理でちゃんと選別されるということですが、現場で展開検査もされるわけですね。その展開検査のヤードはどれくらいの広さで作られますか。【9】

(事業者)

いろいろな会社から廃棄物をどんどん受け入れるということはしておりません。正しく選別等がされた中間処理業者から搬入を受けますので、展開検査場については、今の天津市の処分場では一番上の入り口の所に計量機があって、その前に展開検査ができる場所があります。ただし、毎回全部展開検査はしておらず、埋立区画に下ろしそれと同時に異物がないかのチェックをするという形で、ダンプから下ろすのと同時に展開検査をしていきます。ただし、最初の搬入時等では上で展開検査ができる設備もそろえています。

(委員長)

疑っているわけではないですが、あまりよろしくないものが含まれると後々大変なことになるので、展開検査はきっちりやっていただきたいと思います。

(事業者)

そのとおりだと思います。ありがとうございます。

(委員)

先ほど建設廃棄物だけを受け入れると説明がありましたが、廃プラスチック類も建

設系しか受け入れないということでしょうか。また、先ほど、普通の土の地盤の上に廃棄物を置いて固めていくという説明でしたが、アスベスト含有廃棄物も埋められるということで、シートなどを敷かなくて大丈夫なのか気になったところです。【6、

7】

(事業者)

まず1点目の建設系の廃プラのみの埋め立てかという話ですが、建設系以外の廃プラの搬入がゼロとは言えませんが、ほぼ建設系のみということですが。

2点目の石綿含有廃棄物ですが事前にシートは敷きませんが、搬入や運搬時に車両から飛散してはいけません。また現場で取り外すときも、基本的には原形のまま取り外してくるということになるので、荷姿としては袋に入っている、あるいはブルーシートで封じ込められています。抜き打ちチェックもしますが、基本的にはそのまま、搬入された状態のまま埋めていくこととなります。全体にシートを敷いて埋めるわけではないですが、結果的にシートで覆われているような形で埋め立てていくような感じです。

(委員)

つまり結構大きい状態でシートにくるまれて、それが土の上に置かれるということですかね。

(事業者)

そういう状況はあると思います。

(委員)

廃棄物の上は土で固めず、そのまま廃棄物がまた上に積まれていく状況になるということですか。

(事業者)

一日一日、覆土をかけていくという埋め立ての方法になります。

(委員)

その土はどこから来るのですか。【10】

(事業者)

残土として受け入れをするケースもありますし、外部から購入をするケースもありますし、最初にこの土地の切土や盛土をする際に余った土があると思いますので、その部分をストックしておいて使うケースもあると思います。

(委員)

はい、ありがとうございます。植生の質問を続けても大丈夫ですか。

そうしたら、植生のところですが、本日現地に行けなかったので、写真で見ただけですが、この事業予定地は植生というよりは、個々の植物がどう生息しているかが重要です。例えば人工林の中にエビネが生えている可能性もありますので、そういう個々の植物がどう存在しているかの方が大事なのかなと思います。

また、樹木を全部伐採して埋め立て面をつくと周辺の環境がかなり明るくなると思います。そのためその周辺まで希少な植物の有無を、次の手続きの段階になると思いますが、そうした調査をしっかりとしてほしいです。【20】

あと、今、説明いただいた資料2、P.33の総合評価では植生の評価は全部「重要な植物群落は改変しない」とA案もB案も書いてあるのですが、この表現は差し障り

があります。重要な植物群落自体が存在していないので、こういう書き方だと何か配慮して改変しませんでしたと読み取れるので、「存在しなかった」という評価の方が適切と思いました。【24】

(事業者)

ご意見、ありがとうございます。貴重な植物は自分では移動できないので、重要な種がないかしっかり調査し、保全措置等を検討させていただきたいと思います。

総合評価の「改変しない」の記載については、ご意見を踏まえ、方法書以降でも配慮書の内容を記載するところがあるので、その中で修正させていただこうと考えております。

(委員)

はい。よろしくお願いします。

(委員)

資料2、P.11に「主な維持管理項目と頻度」ということで、浸透水の水質検査が月に1回、地下水が年に1回となっていますが、この頻度は廃棄物関係の法令で決まっているものなのでしょうか。【13】

(事業者)

廃棄物処理法で決められた頻度です。

(委員)

資料2、P.5枚目に構造の図があり、一番下流側と一番右側に流出防止設備というものが描かれています。この流出防止は、廃棄物の流出を防止するという理解でよろしいですか。

(事業者)

その通りです。

(委員)

処分場には構造に関する基準があり、それに沿って造られるので、おそらく大丈夫とは思いますが、大雨あるいは地震などが起きたとき、事業予定地のような地形勾配のあるところに埋め立てていくのはよくあることなのかもしれませんが、やはり傾斜地に埋めていくわけですから、盛土をしているような状況になるので懸念しています。そのあたりについて、他のところの事例も併せて教えていただければと思います。

【8】

(事業者)

地滑りについても、これから計画をしていく時に、安定勾配を計算していきます。防災調整池に関しても、県の担当課とも協議して、必要な容量を算出し設計していきます。

(事業者)

補足ですが、例えば直下型の地震で、阪神淡路大震災やこの前の能登半島地震では、大きく崩れてしまって、どうしようもなくなったという事例はありませんでした。一部崖崩れが起こって、一時的に搬入を停止せざるを得ないという状況はありましたが、大きく崩れた事例はありませんでした。

(委員)

今の説明は、今回と同じような傾斜地での事例という理解でよろしいですか。

(事業者)

はい、そうです。阪神淡路大震災では、震源域も広いので何十個も処分場があったそうですが、大きく崩壊したところはなかったようでした。

(委員)

景観の環境要素について質問とコメントをします。

配慮書 P.3-177 では、甲賀市景観条例と景観計画について触れていただいています。景観計画の概要では基本理念や目標を記載いただき、景観形成地域が今回の事業予定地ではなく、その周辺にあるということで、この景観計画区域の景観形成基準の部分が準用されるということで、塀等の工作物の基準が書かれていると思います。これについてはもう少し書いていただかなければいけないと思います。景観形成地区になっているわけではないので、何かしらの基準があるわけではなく目標レベルなのですが、やはり景観計画の中に、例えば今回の山林の部分であれば、景観類型で自然的景観の山林地域となっていて、それらの現状がどうなっているのかということと、それに対する目標や方針が書かれていると思います。山林もしくは田園・里山地域、どちらかに属すると思いますが、例えば山林地域であれば「美しい山並みがあるので、それを保全する」とか、もしくは「山林の健全な保全・育成をする」ということ。「市街地景観の背景となる山並みを保全する」といったことが書いてあり、おそらく今回の事業に関しては、この観点が一番重要であり、できる範囲で配慮しなければならない部分かと思しますので、その目標に当たる部分をきちんと書くべきではないかということがまず1点目です。【14】

2点目に、景観形成地区の中の基準としても「塀等の基準の重要性」を記載いただいています。甲賀市景観計画等における景観形成地区の中の基準というのは基本的に建築スケールというか、町並みという観点の基準になっていて、今回のこういう土木的な造成というか、広域な開発に必ずしも全部、合っているわけではないと思います。山並みを保全するためには、やはり地形や植生、植生回復後の山の姿をどのように保全するかというところに配慮の重点を置かなければならないと思います。その点において、今回は1つだけ視点場を選定いただきましたが、もう少し遠い所、例えば国道1号沿いなど、こちらは景観形成地区になっていますが、そういった山容というか、背後に山並みが見えるような所に視点場を置いて、そこから今回の事業予定地が背後の山並みとして従前のものと事業後にどのように変化があるのかを予測評価する必要があります。また、今回、提示された比較案に関して、事業予定地の下部だけではなく、上部の部分も複数案がある方がいいと思います。というのは、フォトモンタージュを作る際に、これもあとで加えていただきたいのですが、回復予定の植生も含めた上で、この山容全体がどのように回復されるのかという検討もされるべきだと思います。というのは、事業予定地の周辺を今日見せていただき、やはり高木が多いので、次に回復される植生が例えば樹高がかなり低くなると、そこだけ歯抜けのように見えてしまう。もしくは、かなり緑の色味が違っていると、そこだけパッチワークのように見えてしまうということがあります。ある程度は仕方ありませんが、それをなるべく回避する方向にしないと、景観への影響を小さく抑えることにはならないのではない

かと思うからです。【21、22】

もう一つ、それに関連して質問させていただきたいのは、今回のA案、B案は、特に山容に大きく関わるのは別に事業予定地の下部だけではなく、上部の方もかなり大きいと思います。このあたりの堰堤の場所は、一案のみで代替案はありませんが、これ以外にはないのでしょうか。堰堤にするとということと埋め立てるということで、その後の植生の回復というか、樹木の回復の仕方が、何かしら変わったりしないのかということなのです。なるべく山容を回復できるような形に、もし堰堤の場所を変えた方がいいのであれば、変えた方がいいというような、比較検討もあるのではないかと思います。【23】

(事業者)

まだ計画段階環境配慮書の段階であり、どのように植生の回復をしていくかは設計段階の話になりますので、具体的な検討はできていません。ただ今後は植生の回復過程も含めて配慮していく必要があると思いますので、これから検討いたします。

また、事業予定地の奥の方、上部の小段構造を変えられなかったのかということですが、現時点では谷の中をできるだけ効率的に広い面積、そして、出来るだけ大容量で埋めるという設計思想で、今この小段の位置が決まっております。今後、必要に応じて小段の形状を変えることもあり得るかもしれないという段階です。

(委員)

堰堤部分にも植樹は可能という話を午前中にお伺いしました。埋め立て後の所にも植樹するという話がありました。どちらも高木を植えることは可能ですか。高木で植生回復は可能かどうか、教えてください。【22】

(事業者)

現在、大津市内で(株)ジェネスが設置している処分場では高木になる樹木は植林していません。従って、高木がそこで育つのか、植樹できるのかできないのか、現時点では分かりません。もし最終的に高木が並んでいて回復後の景観にそれが寄与するという事になれば、それができるような埋め立てを進めていく配慮が必要になる可能性もあると思います。現時点では、高木を植える計画はなかったところです。

(委員)

ということは、作成されるフォトモンタージュも、植生としては低木や草地を想定したフォトモンタージュを作成される予定だったのですか。

(事業者)

最終的に出来あがるのはそうなると思います。そうイメージしていましたが、まだ作っていない状態です。森林の上部の方が見えるようにという御意見でしたが、眺望点の決め方としては、多くの人に触れて見える場所を選定するという観点もあると思います。そういった眺望点を選んだ際に上の方まできれいに見える場所がなかったため今の眺望点のリストになっていますが、これから調査していくに当たっては、このリストも更新していく必要があると思います。

(事業者)

試しに国道1号の地点からのフォトモンタージュ案も作成していますが、手前に家等があるのでどうしても谷の下の方は見えなくて、谷の上部の方にまでつり上がった一番上の段の法面が見えるという状況を把握しております。

(委員)

ということは、山並みとしては、そこだけ色が変化したり、少し欠けたように見えてしまうことがあるのでしょうか。

(事業者)

そうですね。最初に伐採するときが、一番違和感が出るかもしれないと思います。

(委員)

ですので、最初の方にも申し上げましたが、景観として今回の対象地でしたら、近傍で多くの方が通る場所の視点場が無いということでしたら、最終的に保全措置が難しくはなりますが、遠景の背景としての山並みだと思います。そのあたりもきちんと評価できるように、視点場の設定とフォトモンタージュの作成と、あとそれに合わせた配慮の方法が本当はないのかどうか。ご検討を必ずいただきますよう、お願いいたします。

(委員)

先ほど委員長からもお話があったように、選定しなかった項目の文言の書き方で修正願いたいのが配慮書 P.4-5 の水象の書きぶりです。計画段階の配慮事項として選定しないというのは、今日の説明でよく分かりました。今回の事業計画の谷地形を可能な限り活用した計画では流域面積がほとんど変化しないのは確かです。しかし、森林を伐採して造成地、最終処分場にするのは、土地利用形態では大きな改変であり、流出係数や浸透機能が大きく変わります。

今回設置される貯留池は、洪水被害低減のために雨水を貯留し上澄みを放流されるものですが、ここの書きぶりとして、「開発前より少ない流量に整備することから」というのはおかしいのではないかと思います。森林は降った雨のうちの約半分は蒸発散されますし、水源涵養として溜める機能を持っているので、開発前より少ない流量といえるかは疑問です。配慮書のこのページで、雨水はしっかり貯留しますというの
はそれでいいですが、土地改変は土地利用でも問題になります。森林を伐採して造成地に変わることで、「重大な影響は生じないと考えられる」という評価が、果たして本当にそうなのかということです。「大気質」の項目で書かれている「環境影響は与えるけれども今回は選定しなかった」というような書きぶりにしないと、この記述では水象の項目を選定しなかった理由として不十分であり、書き方に問題があると思います。【16】

次回までに、「以上のことから選定しない」という結論は変えなくていいですが、その前段の記載をもう少し考慮していただけないかと思います。

(事業者)

ありがとうございます。今後気を付けます。

(委員長)

今の意見と同じですが、配慮書 P.4-7 の温室効果ガスについても、複数案の間で差異がないから、選定しないと書いてあります。そうではなくて、温室効果ガス排出量は基本的にプラスになり、その程度を議論しないといけないのに、差がないから選定しないというのはおかしく違和感があります。【17】

また、樹木を伐採するわけですが、この伐採後の樹木はどういう利用をされますか。

【12】

(事業者)

現時点では、使い方は決まっています。

(委員長)

例えばチップにしてバイオマス燃料にして使うとか、そういったことも今のところは検討されていませんか。

(事業者)

今の時点では決まっています。

(委員長)

これから検討される予定はありますか。

(事業者)

伐採した木をそのまま事業予定地に置いておくわけにはいかないので、木材として活用するのか、チップ化するのか、具体的な実際の使用方法が決まってくると思います。現時点では決まっています。

(委員長)

温室効果ガスの発生ができるだけ少ない形で利用することを考えていただけたらと思います。

それから、この森林は民有林とのことですが管理はされていますか。

(事業者)

完全に把握しているわけではありませんが、どうやら手入れはされているような、ただ直近では放棄されているようだとお聞きしています。何も手が行き届いていないわけではなく、一定の管理はされた上で、今は放棄されている状態と聞いた状況です。

(委員長)

言い方がよくなかったです。管理という意味は、いわゆる温室効果ガスのインベントリを算出する時に、その樹齢、幹の大きさ、年間成長率等を測定しているか。そういう管理をされているかという意味ですが、それはされていないですね。

(事業者)

それはないと思います。

(委員長)

吸収量を出すのは難しいということですか。

(事業者)

現時点では難しいです。

(委員長)

事業予定地の森林を伐採すると、温室効果ガスの吸収源が少なくなりますが、その量は推算できないでしょうか。

(事業者)

現状では出来ないということだと思います。

(委員長)

逆に植樹した際の吸収量を計算できますか。

(事業者)

これまでに私はしたことがありません。

(委員長)

その辺も含めて検討しておいてください。

(委員長)

そのほかいかがでしょうか。小委員会が終わってからも、もしお気付きの点がありましたら事務局にメール等でお知らせください。それでは議事は終了し進行を事務局にお返しします。

(事務局)

委員の皆さま、熱心なご議論ありがとうございました。本日出た意見は、事業者に見解等を整理いただき、整理ができた段階で次回の小委員会を開催させていただく予定です。

【以上】